○埼玉県警察組織規程

昭和 51 年 3 月 9 日

警察本部訓令第 1 号

警　察　本　部　長

埼玉県警察組織規程を次のように定める。

埼玉県警察組織規程

埼玉県警察組織規程（昭和 38 年埼玉県警察本部訓令第 11 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章　総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章　県本部（第 4 条―第 16 条）

第 3 章　署（第 17 条―第 27 条）

附　則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この訓令は、埼玉県警察組織規則（昭和 50 年埼玉県公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 101 条の規定に基づき、及び規則を実施するため、埼玉県警察の組織の細目について必要な事項を定めるものとする。

（組織機構及び職に関する特例）

第 2 条　この訓令に定めるもののほか、埼玉県警察機動隊、埼玉県警察学校その他運用上別段の措置を必要とする組織機構及び職については、別に定めるところによる。

（定義）

第 3 条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)　県本部　規則第 2 条に規定する埼玉県警察本部、規則第 79 条に規定する埼玉県警察さいたま市警察部（以下「市警察部」という。）、規則第 85 条に規定する埼玉県警察第一方面本部、埼玉県警察第二方面本部、埼玉県警察第三方面本部及び埼玉県警察第四方面本部（以下「方面本部」という。）をいう。

(2)　本部長　埼玉県警察本部長をいう。

(3)　部長　規則第65条に規定する部長及び規則第81条に規定する部長をいう。

(4)　課等　規則第３条、第11条、第16条、第21条、第26条、第36条及び第46条に規定する課、室、所及び隊、規則第79条第２項に規定する市警察部総務課（以下「市警察部総務課」という。）、規則第85条に規定する方面本部並びに規則第92条に規定する警察学校をいう。

(5)　課長等　課等の長をいう。

(6)　署　警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年埼玉県条例第27号）に規定する警察署をいう。

(7)　署長　署の長をいう。

(8)　警視（警部、警部補、巡査部長、巡査）　埼玉県警察に勤務する警察官で警視（警部、警部補、巡査部長、巡査）の階級にあるものをいう。

(9)　一般職員　埼玉県警察に勤務する警察官以外の事務職員、技術職員その他職員をいう。

(10)　職員　埼玉県警察に勤務する警察官及び一般職員をいう。

第２章　県本部

（調査官等）

第４条　課等に、調査官、指導官又は専門官（以下「調査官等」という。）を置くことができる。

２　調査官等は、警視又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。

３　調査官等は、上司の命を受け、課等の所掌事務のうち特定事項に関する企画、調査又は研究若しくは指導に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

（師範）

第５条　課、隊及び学校に、師範を置くことができる。

２　師範は、警視若しくは警部又はこれと同等の職にある技術職員をもつてあてる。

３　師範は、上司の命を受け、術技の指導に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

（係）

第６条　課等に、係（所にあつては係又は科。次条、第９条及び第15条において同じ。）を置く。

（課長補佐等）

第７条　課等に、課長補佐（室にあつては室長補佐、所にあつては科長、隊にあつては隊長補佐、市警察部総務課及び方面本部にあつては補佐官、警察学校にあつては校長補佐。以下「課長補佐等」という。）を置く。ただし、必要がない場合は、課長補佐等を置かないことができる。

２　課長補佐等には、警部又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。

３　課長補佐等は、上司の命を受け、課等の事務のうち係を単位とする相当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

（専門員）

第８条　課等に、専門員を置くことができる。

２　専門員には、警部若しくは警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。

３　専門員は、上司の命を受け、課等の事務のうち専門の事務又は技術に関する特定事項を処理し、部下の職員を指揮監督する。

（係の名称等）

第９条　課等に置く係の名称及び課長補佐等（規則第 75 条から第 78 条まで、第 84 条、第 90 条、第 91 条、第 96 条及び第 97 条並びに第４条及び第５条に規定する課等に置く職を含む。）の担当は、別表第１のとおりとする。

２　課等の係の分掌事務は、課長等が、本部長の承認を得て、これを定める。

（係長、主査及び主任）

第 10 条　係に、係長、主査及び主任を置く。ただし、必要がない場合は、係長、主査又は主任を置かないことができる。

２　係長及び主査には、警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員を、主任には巡査部長又はこれと同等の職にある一般職員をもつてあてる。

３　主任である一般職員のうち事務職員及び技術職員をもつてあてる職は、別表第２(1)のとおりとする。

４　係長及び主任は、上司の命を受け、分掌する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

５　主査は、上司の命を受け、係の分掌事務のうち専門の事務又は技術に関する特定事項を処理し、部下の職員を指揮監督する。

（巡査長及び係員）

第 11 条　係に、巡査長及び係員を置く。ただし、必要がない場合は、巡査長又は係員を置かないことができる。

２　巡査長には巡査を、係員には巡査若しくはこれと同等の職にある一般職員をもつてあてる。

３　係員である一般職員のうち事務職員及び技術職員をもつてあてる職は、別表第２(2)のとおりとし、技能職員をもつてあてる職は、別表第２(3)のとおりとする。

４　巡査長は、上司の命を受け、分掌する事務に従事し、勤務をともにする巡査の実務の指導及び勤務の調整をする。

５　係員は、上司の命を受け、分掌する事務に従事する。ただし、係員のうち、副主任は、上司の命を受け、分掌する事務に従事し、勤務をともにする係員（副主任を除く。）の実務の指導をする。

（専門研究員等）

第 12 条　科に、専門研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置く。ただし、必要がない場合は、専門研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置かないことができる。

２　専門研究員には警部補と同等の職にある技術職員を、主任研究員には巡査部長と同等の職にある技術職員を、副主任研究員及び研究員には巡査と同等の職にある技術職員をもつてあてる。

３　専門研究員及び主任研究員は、上司の命を受け、科の分掌事務に関する高度な鑑定、検査、研究及び実験を行い、部下の職員を指揮監督する。

４　副主任研究員は、上司の命を受け、科の分掌する事務に関する鑑定、検査、研究及び実験を行い、勤務をともにする研究員の実務の指導をする。

５　研究員は、上司の命を受け、科の分掌事務に関する鑑定、検査、研究及び実験を行う。

（教官及び助教）

第 13 条　警察学校に、教官及び助教を置く。

２　教官には警部若しくは警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員を、助教には巡査部長又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。

３　教官は、上司の命を受け、初任科生、初任補修科生、現任科生、専科生その他の警察学校において教育訓練中の職員の教育訓練に従事する。

４　助教は、上司の命を受け、教官の職務を助ける。

（初任科生）

第 14 条　警察学校に初任科生を置き、新たに警察官として採用された初任教養を受ける巡査をもつてあてる。

２　初任科生は、教官又は助教の命を受け、警察官として必要な資質の育成、基礎的な警察に関する学術及び実務の修得並びに体力の練磨に従事する。

（職員の配置）

第 15 条　課等の職員の任用、配置又は配置換は、本部長が行う。ただし、課長補佐等の担当の指定並びに係長（専門研究員を含む。以下この条において同じ。）以下の職にある警察官及び一般職員の課等内における配置又は配置換は、課長等が行うものとする。

２　課長等は、必要がある場合は、一の担当事務を処理する複数の課長補佐等を配置することができる。

３　課長等は、必要がある場合は、一の係に複数の係長を配置することができる。この場合、第９条の規定にかかわらず配置する係長の数に応じて係を設け、又は当該係の分掌事務の範囲内でそれぞれ担任を定めて事務を行わせることができる。

４　課長等は、必要がある場合は、一の係長に他の係長を兼務させ、又は一の係の主任、巡査長及び係員（主任研究員、副主任研究員及び研究員を含む。以下この項において同じ。）に他の係の主任、巡査長又は係員を兼務させることができる。

（主管の決定）

第 16 条　主管の明らかでない事務に関する主管の決定は、課等内のものについては課長等が、部内のものについては部長が、部（市警察部及び方面本部を含む。）相互間のものについては、本部長が行う。

第３章　署

（課及び係）

第 17 条　署に、課及び係を置く。

（課長及び課長代理）

第18条　署に置く課（以下この章において「課」という。）に、課長及び課長代理を置く。ただし、必要がない場合は、課長又は課長代理を置かないことができる。

２　課長には警視若しくは警部若しくはこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員又は警部補を、課長代理には警部若しくはこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員又は警部補をもって充てる。

３　課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

４　課長代理は、上司の命を受け、課の事務のうち署に置く係（以下この章において「係」という。）を単位とする担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

（専門員）

第19条　課に、専門員を置くことができる。

２　専門員については、第８条第２項及び第３項の規定を準用する。この場合において、「課等」とあるのは「課」と読み替えるものとする。

（課又は係の名称等）

第20条　課及び係の名称並びに課長代理の担当は、別表第３のとおりとする。

２　課及び係の分掌事務は、課等の所掌事務を基準とし、署長が、本部長の承認を得て、これを定める。

（係長、主査及び主任）

第21条　係に、係長、主査及び主任を置く。ただし、必要がない場合は、係長、主査又は主任を置かないことができる。

２　係長、主査及び主任については、第10条第２項、第３項及び第４項の規定を準用する。

（巡査長及び係員）

第22条　係に、巡査長及び係員を置く。ただし、必要がない場合は、巡査長又は係員を置かないことができる。

２　巡査長及び係員については、第11条第２項から第５項までの規定を準用する。

（交番等）

第23条　署に、交番、駐在所、署所在地及び警備派出所を置く。

２　交番、駐在所及び警備派出所に勤務する職員は、警部以下の警察官とする。

３　署所在地に勤務する職員は、警部補（主査の職にあるものに限る。）以下の職員とする。

（臨時交番等）

第24条　署長は、必要があるときは、県本部の主管の課長を経て本部長の承認を受け、臨時に、交番、駐在所又は警備派出所を設置することができる。ただし、設置期間が10日以内のときは、本部長の承認を要しない。

（検問所及び連絡所）

第25条　署長は、犯罪の予防、捜査及び被疑者の検挙、交通の取締りその他の職務執行のため、必要な場所に検問所を、署又は交番若しくは駐在所と公衆との連絡等の便宜のため、必要な場所に連絡所を設置することができる。

（職員の配置）

第26条　署の職員の任用、配置又は配置換については、第15条の規定を準用する。この場合において、「課等」とあるのは「署」と、「課長補佐等」とあるのは「課長代理（地域課に置かれる課長代理に限る。）」と、「課長等」とあるのは「署長」と読み替えるものとする。

（主管の決定）

第27条　主管の明らかでない事務に関する主管の決定は、署内のものについては署長が、署相互間のものについては本部長が行う。

附　則

1　この訓令は、昭和51年３月12日から施行する。ただし、警察署の課長に警部補をあてることについての改正前の規則第72条第２項の規定は、この訓令施行後もなお効力を有する。

2　派出所、駐在所の監督区域及び所管区域等に関する訓令（昭和40年埼玉県警察本部訓令第13号）は、廃止する。

3　この訓令の施行の際、現に改正前の規則に基づき設置されている職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この訓令施行の日をもつて、それぞれこの訓令の同一職名の職を命ぜられたものとする。

4　所属、所属長および次席の呼称に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第１条中「および」を「及び」に改める。

第２条第１号中「室」を「室、所」に、同条第２号中「室長」を「室長、所長」に改める。

題名中「および」を「及び」に改める。

附　則（昭和 52 年３月 18 日警察本部訓令第５号）

１　この訓令は、昭和 52 年４月１日から施行する。

２　この訓令の施行の際、現に改正前の訓令に基づき設置されている職にある者は、別に辞令を発せられていない限り、この訓令施行の日をもつて、それぞれこの訓令の同一職名を命ぜられたものとする。

附　則（昭和 52 年７月１日警察本部訓令第 13 号）

この訓令は、昭和 52 年７月１日から施行する。

附　則（昭和 53 年３月７日警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和 53 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 54 年３月 16 日警察本部訓令第５号）

この訓令は、昭和 54 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 54 年 11 月１日警察本部訓令第 21 号）

この訓令は、昭和 54 年 12 月１日から施行する。

附　則（昭和 55 年３月 29 日警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和 55 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 56 年３月 18 日警察本部訓令第７号）

この訓令は、昭和 56 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 56 年８月 24 日警察本部訓令第 18 号）

この訓令は、昭和 56 年８月 24 日から施行する。

附　則（昭和 57 年３月 17 日警察本部訓令第３号）

この訓令は、昭和 57 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 58 年２月 23 日警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和 58 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 59 年３月 14 日警察本部訓令第３号）

この訓令は、昭和 59 年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年10月19日警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和59年11月１日から施行する。

附　則（昭和60年３月６日警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年２月５日警察本部訓令第１号）

この訓令は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年２月４日警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年３月28日警察本部訓令第７号）

この訓令は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年９月７日警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和63年10月17日から施行する。

附　則（昭和63年10月19日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和63年10月26日から施行する。

附　則（昭和63年11月16日警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和64年１月１日から施行する。

附　則（平成元年３月８日警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成２年３月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年３月15日警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月17日警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成４年３月17日から施行する。

附　則（平成４年３月30日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成４年８月21日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成４年９月１日から施行する。

附　則（平成５年３月12日警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成５年３月 15 日から施行する。

附　則（平成６年３月 15 日警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年９月 30 日警察本部訓令第 24 号）

この訓令は、平成６年９月 30 日から施行する。

附　則（平成６年 10 月 28 日警察本部訓令第 26 号）

この訓令は、平成６年 11 月１日から施行する。

附　則（平成７年３月 17 日警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年５月 26 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成７年６月１日から施行する。

附　則（平成７年５月 31 日警察本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成７年６月１日から施行する。

附　則（平成７年 11 月 29 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成７年 12 月１日から施行する。

附　則（平成８年３月 29 日警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月 31 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成９年４月 16 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成９年４月 21 日から施行する。

附　則（平成９年９月９日警察本部訓令第 26 号）

この訓令は、平成９年９月 11 日から施行する。

附　則（平成 10 年３月 27 日警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則（平成 10 年９月３日警察本部訓令第 20 号）

この訓令は、平成 10 年９月 10 日から施行する。

附　則（平成 11 年２月 26 日警察本部訓令第１号）

この訓令は、平成 11 年３月１日から施行する。

附　則（平成11年３月30日警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年９月７日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成11年９月10日から施行する。

附　則（平成12年３月28日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年４月14日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成12年４月14日から施行する。

附　則（平成12年８月29日警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成12年９月13日から施行する。

附　則（平成12年12月22日警察本部訓令第43号）

この訓令は、平成13年１月１日から施行する。

附　則（平成12年12月28日警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成13年１月４日から施行する。

附　則（平成13年３月27日警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月26日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成14年７月30日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成14年８月１日から施行する。

附　則（平成14年９月27日警察本部訓令第40号）

この訓令は、平成14年10月１日から施行する。

附　則（平成14年11月26日警察本部訓令第47号）

この訓令は、平成14年12月１日から施行する。

附　則（平成15年３月28日警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成15年９月11日警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成15年９月25日から施行する。

附　則（平成16年３月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年８月11日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成16年８月16日から施行する。

附　則（平成16年11月24日警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成16年12月１日から施行する。

附　則（平成17年１月25日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成17年２月１日から施行する。

附　則（平成17年３月29日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年９月27日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成17年10月１日から施行する。

附　則（平成17年10月14日警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成17年10月14日から施行する。

附　則（平成18年１月26日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成18年２月１日から施行する。

附　則（平成18年３月28日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年９月15日警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年９月25日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成20年３月25日警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年８月26日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成20年９月１日から施行する。

附　則（平成20年９月30日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成21年３月13日警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年10月９日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成21年10月16日から施行する。

附　則（平成22年３月12日警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年９月３日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成22年10月１日から施行する。

附　則（平成23年３月４日警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月８日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成23年10月１日から施行する。

附　則（平成24年３月13日警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年９月７日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成24年10月１日から施行する。

附　則（平成25年３月８日警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月７日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月６日警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月22日警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月28日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月21日警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月20日警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月８日警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月10日警察本部訓令第５号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年９月４日警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和２年９月15日から施行する。

附　則（令和２年10月22日警察本部訓令第29号）

この訓令は、令和２年11月１日から施行する。

附　則（令和３年３月12日警察本部訓令第７号）

この訓令は、令和３年３月19日から施行する。

附　則（令和３年９月７日警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和３年９月16日から施行する。

附　則（令和４年３月８日警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和４年３月18日から施行する。

附　則（令和５年３月７日警察本部訓令第８号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第９条関係）

課等に置く係の名称及び課長補佐等の担当

課名	次席・主席調査官等	課長補佐等の担当	係の名称
総務課	総括調査官 次席		庶務係
	主席調査官		秘書係
		企画	企画係
	主席調査官		渉外係
公安委員会室	公安委員会室長	公安委員会	公安委員会係
取調べ監督室	取調べ監督室長	指導	指導係
文書課	次席		庶務係
		文書管理第一	文書管理第一係
		文書管理第二	文書管理第二係
		情報公開	情報公開係
		法制	法制係
広報課	次席		庶務係
		広報	広報係
	主席調査官	報道	報道係
けいさつ総合相談センター	けいさつ総合相談センター所長	企画・指導・相談	企画・指導係
			相談係
音楽隊	音楽隊長	音楽隊	音楽隊係
情報管理課	次席		庶務係
	主席調査官	企画	企画係
		高度情報化	高度情報化係
	主席調査官	システム化支援	システム化支援係
		開発	開発第一係
			開発第二係
	調査官	運用	運用第一係
			運用第二係
情報セキュリティ対策室	情報セキュリティ対策室長	情報セキュリティ	情報セキュリティ係
		指導	指導係
照会センター	照会センター所長		管理・指導係
			照会第一係
			照会第二係
			照会第三係
留置管理課	次席		庶務係
	指導官	企画	企画係
		指導・支援	指導係
			指導支援係
		護送	護送第一係
			護送第二係
			護送第三係
			護送第四係
留置センター	留置センター所長	留置管理第一	留置管理第一係
		留置管理第二	留置管理第二係
		留置管理第三	留置管理第三係
		留置管理第四	留置管理第四係

会計課	次席		庶務係
	主席調査官	企画・指導支援	企画係
			指導支援係
		出納	出納係
		予算	予算係
		調度	調度係
監査室	監査室長	監査第一	監査第一係
		監査第二	監査第二係
		監査第三	監査第三係
施設課	次席		庶務係
	主席調査官	企画第一	企画第一係
		企画第二	企画第二係
		管財	管財係
		安全施設	安全施設係
	調査官	営繕	営繕係
		設備	設備係
装備課	次席		庶務係
		被服・機動装備	被服係
			機動装備係
装備技術センター	装備技術センター所長	車両	車両係
		管理	管理係
		技術・整備	技術・整備係
警務課	総括調査官 次席		庶務係
			通信係
	主席調査官	人材戦略企画	人材戦略企画係
	主席調査官	人事第一	人事第一係
		人事第二	人事第二係
	主席調査官	給与	給与係
採用センター	採用センター所長	採用第一	採用第一係
		採用第二	採用第二係
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援室長	企画・指導・給付	企画・指導係
			犯罪被害給付係
		被害者相談・支援運用	被害者相談・支援運用係
企画調整室	企画調整室長	企画第一	企画第一係
		企画第二	企画第二係
		企画第三	企画第三係
DX推進室	DX推進室長	DX企画	DX企画係
		DX推進	DX推進係
監察官室	次席		庶務係
	主席調査官	監察企画	監察企画係
		監察	監察係
		表彰	表彰係
		県民の声	県民の声係
		訟務	訟務係

教養課		次席		庶務係
				初任教養係
				機関誌係
		指導官	術科企画・指導第一	術科企画係
				術科指導第一係
			術科指導第二	術科指導第二係
	現任教養推進室	現任教養推進室長	教養企画	教養企画係
			学校教養	学校教養係
厚生課		次席		庶務係
				出納係
			厚生・福利	厚生係
				福利係
			住宅	住宅係
		主席調査官	共済	共済第一係
				共済第二係
		主席調査官		共済施設係
	健康管理指導室	健康管理指導室長	健康管理・生活相談	健康管理係
				生活相談係
			健康指導	健康指導第一係
				健康指導第二係
生活安全総務課		次席		庶務係
			企画	企画係
	生活安全指導室	生活安全指導室長	指導	指導第一係
				指導第二係
			指導支援	指導支援係
	地域安全対策推進室	地域安全対策推進室長	地域安全対策	地域安全対策第一係
				地域安全対策第二係
				防犯指導係
			特殊詐欺対策	特殊詐欺対策係
				特殊詐欺分析係
				特殊詐欺抑止係
			情報分析・発信	情報分析係
				情報発信係
			子安・再犯防止	子安分析・再犯防止措置係
				子供女性安全対策係
人身安全対策課		次席		庶務係
			企画	企画係
	人身安全対策室	人身安全対策室長	人身安全管理	人身安全管理係
			ストーカー対策	ストーカー対策係
			DV・虐待対策	DV・虐待対策係
		調査官	人身安全捜査	人身安全捜査係
			行方不明	行方不明管理係
				行方不明対策係
			人身安全対策第一	人身安全対策第一係
			人身安全対策第二	人身安全対策第二係
			人身安全対策第三	人身安全対策第三係

少年課	次席		庶務係
	指導官	企画・指導	企画・指導係
		少年捜査	少年捜査係
		福祉犯	福祉犯係
少年サポートセンター	少年サポートセンター所長	補導育成・非行防止指導	補導育成係
			非行防止指導係
		少年相談	少年相談係
保安課	次席		庶務係
		企画・指導	企画・指導係
		保安行政	保安行政係
		風俗営業	風俗営業第一係
			風俗営業第二係
		防犯営業	防犯営業第一係
			防犯営業第二係
	調査官	歓楽街対策・査察	歓楽街対策・査察係
		特捜	特捜係
生活経済課	次席		庶務係
		指導・情報分析	指導係
			経済情報分析係
	調査官	生活経済第一	生活経済第一係
		生活経済第二	生活経済第二係
		生活環境	生活環境第一係
			生活環境第二係
サイバー対策課	次席		庶務係
	主席調査官	企画・戦略推進	企画・戦略推進係
		人材育成・教養	人材育成・教養係
		対策・官民連携	対策・官民連携係
サイバー捜査課	次席		庶務係
		企画・指導	企画・指導係
	調査官	サイバー捜査第一	サイバー捜査第一係
		サイバー捜査第二	サイバー捜査第二係
		サイバー捜査第三	サイバー捜査第三係
サイバー特別捜査隊	サイバー特別捜査隊長	サイバー特別捜査	サイバー特別捜査係
		初動捜査	初動捜査係
		技術支援	技術支援係
地域総務課	次席		庶務係
		企画	企画係
		指導運用	指導運用係
地域指導室	地域指導室長	指導第一	指導第一係
		指導第二	指導第二係
		指導第三	指導第三係
通信指令課	次席		庶務係
		企画・指導	企画・指導係
	調査官	通信指令第一	通信指令第一係
	調査官	通信指令第二	通信指令第二係
	調査官	通信指令第三	通信指令第三係

自動車警ら隊	副隊長		庶務係
		総務・指導	総務係
			指導係
		自動車警ら第一	自動車警ら第一係
		自動車警ら第二	自動車警ら第二係
		自動車警ら第三	自動車警ら第三係
鉄道警察隊	副隊長		庶務係
		企画・鉄道警察・特務	企画係
			鉄道警察第一係
			鉄道警察第二係
			特務係
刑事総務課	次席		庶務係
		企画	企画係
		捜査共助	捜査共助係
刑事指導室	刑事指導室長	指導第一	指導第一係
		指導第二	指導第二係
捜査支援・通訳センター	捜査支援・通訳センター所長	犯罪統計	犯罪統計係
		通訳運用	通訳運用係
		システム運用	システム運用係
		分析・指導・捜査	高度分析・指導係
			分析捜査係
		画像解析	画像解析係
		機動分析第一	機動分析第一係
		機動分析第二	機動分析第二係
		機動分析第三	機動分析第三係
捜査第一課	次席		庶務係
		事件指導	事件指導係
	調査官	性犯罪捜査指導	性犯罪捜査指導係
		広域強行犯第一	広域強行犯第一係
		広域強行犯第二	広域強行犯第二係
		広域強行犯第三	広域強行犯第三係
	調査官	強行犯第一	強行犯第一係
		強行犯第二	強行犯第二係
		強行犯第三	強行犯第三係
		強行犯第四	強行犯第四係
	調査官	強行犯第五	強行犯第五係
		強行犯第六	強行犯第六係
		継続強行犯	継続強行犯第一係
			継続強行犯第二係
	調査官	特殊犯第一	特殊犯第一係
		特殊犯第二	特殊犯第二係
		特殊犯第三	特殊犯第三係
検視調査室	検視調査室長	企画・指導	企画・指導係
	調査官	検視・調査第一	検視・調査第一係
	調査官	検視・調査第二	検視・調査第二係
	調査官	検視・調査第三	検視・調査第三係

捜査第二課	次席		庶務係
		知能調査	知能調査係
		財務捜査	財務捜査係
	調査官	知能犯第一	知能犯第一係
		知能犯第二	知能犯第二係
		知能犯第三	知能犯第三係
		知能犯第四	知能犯第四係
	調査官	企業犯捜査	企業犯捜査係
		告訴事件指導・捜査	告訴事件指導係
			告訴事件捜査係
特殊詐欺捜査室	特殊詐欺捜査室長	特殊詐欺企画指導	特殊詐欺企画指導係
		特殊詐欺実態解明	特殊詐欺実態解明係
		特殊詐欺捜査第一	特殊詐欺捜査第一係
		特殊詐欺捜査第二	特殊詐欺捜査第二係
		特殊詐欺捜査第三	特殊詐欺捜査第三係
		現場対策第一	現場対策第一係
		現場対策第二	現場対策第二係
捜査第三課	次席		庶務係
		指導・手口・捜査	広域盗犯指導係
			手口係
			盗品等捜査係
	調査官	組織窃盗犯第一	組織窃盗犯第一係
		組織窃盗犯第二	組織窃盗犯第二係
		広域盗犯第一	広域盗犯第一係
		広域盗犯第二	広域盗犯第二係
		広域盗犯第三	広域盗犯第三係
			移動係
鑑識課	次席		庶務係
		企画・現場検証・警察犬	企画・指導係
			現場検証係
			警察犬係
		機動鑑識	機動鑑識第一係
			機動鑑識第二係
			機動鑑識第三係
			機動鑑識第四係
			機動鑑識第五係
			機動鑑識第六係
	調査官	指紋第一	指紋第一係
		指紋第二	指紋第二係
		足跡	足跡係
		写真	写真係
科学捜査研究所	次席		庶務係
	専門官	材料化学	材料化学科
		乱用薬物	乱用薬物科
		毒性物質	毒性物質科
	専門官	心理	心理科
		文書鑑定	文書鑑定科
		硬組織	硬組織科
		物理	物理科
法医鑑定室	法医鑑定室長	現場科学検査	現場科学検査科
		法医	法医科

機動捜査隊	副隊長		庶務係
		広域機動捜査	広域機動捜査係
		刑事特捜	刑事特捜係
		機動捜査第一	機動捜査第一係
			機動捜査第二係
		機動捜査第二	機動捜査第三係
			機動捜査第四係
組織犯罪対策課	次席		庶務係
		企画	企画係
	調査官	指導	指導係
		情報分析・対策	情報分析係
			犯罪収益対策第一係
			犯罪収益対策第二係
		調査	調査係
		情報	情報係
		資料・指定	資料係
			指定係
捜査第四課	次席		庶務係
		暴力犯指導	暴力犯指導係
	調査官	暴力犯第一	暴力犯第一係
		暴力犯第二	暴力犯第二係
		暴力犯第三	暴力犯第三係
		暴力犯第四	暴力犯第四係
		暴力犯第五	暴力犯第五係
		暴力犯第六	暴力犯第六係
		暴力犯第七	暴力犯第七係
暴力団排除対策室	暴力団排除対策室長	暴力団排除	暴力団排除係
		調査・保護対策	調査係
			保護対策係
薬物銃器対策課	次席		庶務係
		企画・指導・情報	企画・指導係
			情報分析係
	調査官	薬物銃器対策第一	薬物銃器対策第一係
		薬物銃器対策第二	薬物銃器対策第二係
		薬物銃器対策第三	薬物銃器対策第三係
		薬物密輸対策	薬物密輸対策係
国際捜査課	次席		庶務係
		国際捜査企画・共助	国際捜査企画・共助係
	調査官	実態解明・安全対策	国際犯罪組織実態解明係
			外国人安全対策係
		国際捜査第一	国際捜査第一係
		国際捜査第二	国際捜査第二係
		国際捜査第三	国際捜査第三係

交通総務課		次席		庶務係
			企画・渉外	企画係
				渉外係
	交通指導室	交通指導室長	指導	指導第一係
				指導第二係
	交通安全対策推進室	交通安全対策推進室長	分析・教育・管理	事故分析係
				交通教育指導係
				安全運転管理係
			安全対策	安全対策第一係
				安全対策第二係
交通指導課		次席		庶務係
			取締企画	取締企画係
			取締指導	取締指導係
	放置駐車対策センター	放置駐車対策センター所長	駐車企画・管理	駐車企画係
				駐車管理係
			駐車運用	駐車運用係
	交通反則通告センター	交通反則通告センター所長	反則通告・事件処理	反則通告第一係
				反則通告第二係
				事件処理係
交通捜査課		次席		庶務係
		指導官	企画・事故捜査	企画係
				事故捜査指導係
				事故捜査支援係
			交通鑑識	交通鑑識係
			図化	図化係
		調査官	特捜第一	特捜第一係
			特捜第二	特捜第二係
			特捜第三	特捜第三係
交通規制課		次席		庶務係
			規制企画	規制企画係
			規制調査・実施・許可指導	規制調査係
				規制実施係
				許可指導係
			信号機新設・施設管理	信号機新設係
				安全施設管理係
			道路協議・規制管理	道路協議係
				規制管理係
	交通管制センター	交通管制センター所長	管制運用・施設	管制運用係
				管制施設係
			管制保全	管制保全係
交通機動隊		副隊長		庶務係
			企画・技術指導	企画係
				技術指導係
			事件処理・速度取締	事件処理係
				自動速度取締係
			交通機動巡ら第一	交通機動巡ら第一係
			交通機動巡ら第二	交通機動巡ら第二係
			交通機動巡ら第三	交通機動巡ら第三係
			交通機動巡ら第四	交通機動巡ら第四係

高速道路交通警察隊	副隊長		庶務係
		指導・事件管理	企画・指導係
			事件管理係
		関越道第一	関越道第一係
		関越道第二	関越道第二係
		東北道	東北道係
		常磐道	常磐道係
		圏央道	圏央道係
運転免許課		庶務	庶務係
	主席調査官	免許企画	免許企画係
		教習所	教習所係
		講習	講習係
		検査	検査係
		免許登録	免許登録係
		通報処理	通報処理係
		作成交付	作成交付係
		国外免許	国外免許係
運転管理課	次席		庶務係
		聴聞	聴聞係
	主席調査官	行政処分	行政処分第一係
			行政処分第二係
		登録	登録係
		執行第一	執行第一係
		執行第二	執行第二係
運転免許試験課	次席		庶務係
		適性検査	適性検査係
		学科試験	学科試験係
		技能試験	技能試験係
公安第一課	次席		庶務係
		企画	企画係
		資料	資料係
	調査官	指導・事件	指導係
			事件第一係
		事件第二	事件第二係
		情報第一・第二	情報第一係
			情報第二係
	調査官	情報第三	情報第三係
		情報第四	情報第四係
		情報第五	情報第五係
		情報第六	情報第六係
公安第二課	次席		庶務係
		情報第一	情報第一係
		情報第二	情報第二係
		事件	事件係
公安第三課	次席		庶務係
		情報第一	情報第一係
	調査官	情報第二	情報第二係
		情報第三	情報第三係
		事件	事件係

警備課	次席		庶務係
	調査官	警備第一	警備第一係
		警備第二	警備第二係
		警備第三	警備第三係
警衛警護室	警衛警護室長	総括	総括係
	調査官	警衛	警衛係
		警護	警護係
航空隊	航空隊長	飛行・特務	飛行・特務係
		航空整備	航空整備係
危機管理課	次席		庶務係
		突発対策	突発対策係
		災害対策	災害対策第一係
			災害対策第二係
外事課	次席		庶務係
外事対策室	外事対策室長	外事対策第一	外事対策第一係
		外事対策第二	外事対策第二係
		外事対策第三	外事対策第三係
		外事対策第四	外事対策第四係
		外事対策第五	外事対策第五係
国際テロリズム対策室	国際テロリズム対策室長	国際テロ対策第一	国際テロ対策第一係
		国際テロ対策第二	国際テロ対策第二係
		国際テロ対策第三	国際テロ対策第三係
機動隊		庶務	庶務係
	指導官	警備・操車・訓練	警備係
			操車係
			訓練係
さいたま市警察部総務課	主席調査官		庶務係
		企画	企画係
第一方面本部			庶務係
	主席調査官	指導・調査第一	指導・調査第一係
		指導・調査第二	指導・調査第二係
第二方面本部			庶務係
		指導・調査	指導・調査係
第三方面本部			庶務係
		指導・調査	指導・調査係
第四方面本部			庶務係
		指導・調査	指導・調査係
警察学校	主席調査官	庶務・厚生	庶務係
			厚生係
		会計	会計係
		教務	教務係
	初任教養部長	学生	学生係
	術科教養部長	術科教養	術科教養係

別表第２（第10、11条関係）

事務職員・技術職員である一般職員の職（主任）

(1)

区　　分	職　　名
事務職員をもつてあてる職	主任、警察主事
技術職員をもつてあてる職	主任、警察技師

事務職員・技術職員である一般職員の職（係員）

(2)

区　　分	職　　名
事務職員をもつてあてる職	副主任、警察主事
技術職員をもつてあてる職	副主任、警察技師

技能職員である一般職員の職（係員）

(3)

区　　分	種　別	職　　名
技能職員をもつてあてる職	一種	主任、警察主事、警察技師
	二種	主任、警察主事、警察技師
臨時の職員の職は、この表の定める職に、臨時を冠したものとする。		

別表第３（第20条関係）

警察署に置く課及び係

署	課の名称	課長代理の担当	係の名称
川口	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行犯	強行犯係
		盗犯	盗犯第一係
			盗犯第二係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
		交通捜査	交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
		警備	警備第二係
			外事第一係
			外事第二係
大宮	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課	会計	会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盗犯	強行犯係
			盗犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
		交通捜査	交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
		警備	警備第二係
			警備第三係

浦和	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盗犯	強行犯係
			盗犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
		交通捜査	交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
		警備	警備第二係
			警備第三係
草加 越谷	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行犯	強行犯係
		盗犯	盗犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
		交通捜査	交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
			警備第二係
			警備第三係

蕨 朝霞 上尾 川越 所沢 熊谷	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盗犯	強行犯係
			盗犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
		交通捜査	交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
			警備第二係
			警備第三係
武南 狭山 春日部 吉川	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盗犯	強行犯係
			盗犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
		交通捜査	交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
			警備第二係

浦和西 東入間 西入間 岩槻	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盗犯	強行犯係
			盗犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
			警備第二係
久喜	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盗犯	強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
			警備第二係

鴻巣東松山	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盗犯	強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通指導係
			事故捜査係
	警備課		警備第一係
			警備第二係
大宮東	警務課		警務係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盗犯	強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・暴力犯係
			薬物銃器対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通指導係
			事故捜査係
	警備課		警備係
新座	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盗犯	強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通指導係
			事故捜査係
	警備課		警備係

浦和東 大宮西 深谷	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
			強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通指導係
			事故捜査係
	警備課		警備係
飯能	警務課		警務係
			留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
			強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通指導係
			事故捜査係
	警備課		警備係
秩父	警務課		警務係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通指導係
			事故捜査係
	警備課		警備係

本　庄	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通指導係
			事故捜査係
	警備課		警備係
加　須	警務課		警務係
			留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通指導係
			事故捜査係
	警備課		警備係
行田 杉戸	警務課		警務係
			留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			事故捜査係
	警備課		警備係

小川 児玉 羽生 寄居 幸手	警務課		警務係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
			生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
			地域第一係
			地域第二係
			地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		強行・盗犯係
			鑑識係
			知能・組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			事故捜査係
	警備課		警備係
小鹿野	警務課		警務係
	会計課		会計係
	生活安全課		警察安全相談係
			生活安全係
	地域課		地域係
	刑事課		捜査係
			鑑識係
	交通課		交通係
	警備課		警備係

※　生活安全総務係及び警察安全相談係の分掌事務のうち、人身の安全に関わる事案は課長代理が担当する。